# 令和元年 第9回定例教育委員会

令和元年9月20日(金) 午後2時から 宮代町役場202会議室

1 開会の宣言	教育長
2 あいさつ	
3 概要報告	
4 事務局報告 (1)教育総務関係 令和元年9月宮代町議会定例会 ア 令和元年一般会計補正予算 イ 一般質問と答弁の概要につ	(第4号) について
(2)学校教育関係 ア 10月の行事予定について イ 10月の事業予定について	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
について エ 学力・学習状況調査等につ (3)生涯学習関係 ア 10月の事業予定について	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5 協議事項 令和2年度当初教職員人事異動	動の方針について ・・・・・・・ P10
6 審議事項 議案第27号 教育委員会委員	6の辞職の同意について ・・・・・・ P20
7 その他	
8 次回教育委員会について	
9 閉会宣言	教育長

# 4 事務局報告

# (1)教育総務関係

令和元年9月宮代町議会定例会関係 ア 令和元年度一般会計補正予算(第4号)について

教育関係補正予算の概要

## ■歳出

事業名	補正予算額	内容
小学校施設管理事業	10,720 千円	・PCB 含有蛍光灯安定器の処分に要する経費
		の追加
		・給食配膳エレベーター修繕費の追加(百間
		小学校、東小学校)
埋蔵文化財発掘調査事業	498 千円	・個人住宅の開発に伴う緊急発掘調査により
		下半期に不足が見込まれる発掘用機材借上
		料の追加

#### イ 一般質問の概要について

### 通告2号 山下 秋夫 議員

#### 1. 小中学校の統廃合について

- ①3月定例会において、町長の施政方針の中で学校の統廃合問題が提起されました。小中学校統廃合問題は、以前、住民により見直し署名が提出された経緯があります。町は、なぜ統廃合を持ち出すのでしょうか。国「文科省」の指針によると小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校について速やかに学校統廃合の適否の検討をする必要性を求めています。宮代町では、文科省の通知をそのまま受け入れるつもりかお答えください。なた、審議会のメンバーは町民の中からなのでしょうか。それとも町長の指名によるものでしょうか。どんな方法での人選でしょうか。
- ②宮代町の広ぼうは、東西に 6.3km、南北に 6.7kmになっています。もしも学校の統廃合を考えているなら、子供の通学時の安全をどのように考えていますか。日の短くなる時期の通学時の安全対策を考えてのことでしょうか。
- ③学校は、地域住民にとって文化的な活動、防災拠点になるなど重要な役割を持ち、なくなれば地方創生どころか、人口減・超高齢化に拍車をかけることになりかねません。統廃合の適否について町の考えは。
- ④指針の手引きでは、小規模校の欠点として、クラス替えができない、集団活動の教育効果が下がるなどを掲げるとともに、社会性を育てるのが困難などと述べています。しかし、小規模校には一人一人に目が届き、すべての子供に活動の場を作れるという利点もあります。地域の人たちと協力して子供の社会性をはぐくむ工夫をするなどして、小規模化による困難を克服すれば、学校の特徴を生かした充実した教育活動ができるはずです。通学が遠距離になれば、疲労で学習に集中できないなどの問題が生じる恐れや生徒会の活動に時間的な制約が生じるだけでなく、放課後の子供の遊びの時間や自主的な取り組みが制約されるなど様々な弊害が出てきます。宮代町の考えをお示しください。

### 通告 4号 金子 正志 議員

#### 2. 杉戸町との合同イベントの開催を

町民体育祭は今年で47回目を迎える。

- ①総合運動公園「ぐるる」で開催されるようになってからの参加地区、参加者人数の推移は。杉戸町との合同開催を。
- ②流灯祭・産業祭・古利根マラソン・種目別スポーツ大会など合同イベントの開催を。

### 3. 小中学校適正配置は広域で

宮代町の市街化区域は姫宮駅・東武動物公園駅・和戸駅の3つの駅周辺に広がる。隣接する杉戸町の 市街化区域もほぼ同様である。将来の人口減少を見据えると小中学校の適正配置は、隣接する杉戸町と 広域で検討するのが望ましいのは明らかでる。

①宮代町、杉戸町の各小中学校1年生の児童数は。

- ②来年度以降に小学校に入学する2町それぞれの0歳から5歳の幼児数は。
- ③小中学校の適正配置は宮代町単独行政ではなく、市街化区域が隣接する杉戸町と広域で検討すること が望ましいのではないか。

#### 4. 小中学校の適正配置を急ぐべき

8月15日の報道によると、政府は全ての小中高を結ぶ超高速通信網の整備に乗り出す。インターネットを通じた遠隔教育を本格運用させ全国的な学力向上につなげたい考え。

これとは別にネットにつながる学習用タブレット端末などを児童、生徒に1人1台配備する計画も進んでいる。しかし、大容量データをやり取りするには、超高速通信対応のケーブルをひいたりする必要がある。政府は自治体への費用補助で学校側の環境整備を後押しすることにした。

小中学校の超高速通信網が実現すれば、将来的には「全国学力、学習状況調査」をオンラインで実施することも想定される。来年度からの3年間で約2,000億円と試算している。

- ① 安定したタブレット授業を実現するハイブリッド無線LANシステムをはじめ、防災などに資するWi -Fi環境の整備、情報漏洩といった校内LANに潜む脅威へのセキュリティ対策など1校あたりどの程度の費用が必要になるのか。
- ② 無駄な設備投資をしないよう、適正配置の方針を早く決める考えは。

### 通告6号 丸山 妙子 議員

# <u>2. 平成28年12月議会請願を受けた宮代町立小中学校の適正配置の再検討についての</u>考えは。

宮代町立小中学校の適正配置(統廃合)及び通学区域の編成等に関する審議会が始まった。「宮代町の子どもの教育に、何を一番大事と考えるか」を町長及び教育長に町の首長、町の教育のトップとしての考えをお聞きする。

# (2)学校教育関係

ア 10月の行事予定について(各小中学校)

須賀小:須 百間小:百 東小:東 笠原小:笠 須賀中:須 百間中:百 前原中:前

/ 沒貝小,沒		
日付	小 学 校	中 学 校
1日 (火)	教育実習~10/26(須)	
	読書月間~11/22(東)	
2日 (水)		PTA あいさつ運動 (百)
3日(木)	島村盛助を顕彰する英語活動発表会(百)	
4日(金)		中間テスト・3年進路保護者会(須)
5日(土)	PTA バザー(東)	英語検定(須・百・前)
6日(日)		
7日(月)	挨拶運動 (東)	小中合同避難訓練 (須)
8日 (火)		島村盛助を顕彰する英語活動発表会(須)
9日 (水)	不審者対応避難訓練(東)	PTA あいさつ運動 (百)
		3年進路学習会(百)
10日(木)	修学旅行~10/11(須・東)	
11日(金)		
12日(土)	PTA バザー(百・笠)	
13 日 (日)	町民体育祭	町民体育祭
14日 (月)	体育の日 (町民体育祭予備日)	体育の日 (町民体育祭予備日)
15 日 (火)		中間テスト(百)
		小中交換講話 (前)
16 日 (水)	修学旅行~10/17(笠)	新人体育大会<陸上>
17 日 (木)	修学旅行~10/18(百)	新人体育大会<陸上>
		PTA あいさつ運動(百)
18日(金)		
19日(土)		土曜授業・PTA バザー(須)
		合唱祭 (百)
20 日 (日)		
21日 (月)	ふれあいデー	ふれあいデー
		合唱を披露する会(須)
		薬物乱用防止教室(百)
		中間テスト(前)
22 日 (火)	即位礼正殿の儀	即位礼正殿の儀
23 日 (水)	なかよし交流遠足<小中特支>	なかよし交流遠足<小中特支>
		PTA あいさつ運動(百)
24 日 (木)	学校保健委員会 (須)	PTA パトロール(須)

	校内絵画展~10/26 (笠)	進路を考える会(前)
25 日 (金)		
26 日 (土)	校内音楽会(須・百・東・笠)	合唱コンクール・学校評議員会(前)
	学校評議員会(東·笠)校内絵画展(東)	
27 日 (日)		
28 日 (月)	4年社会科見学(須)	
29 日 (火)	3年社会科見学(須)	島村盛助を顕彰する英語活動発表会(百)
30 日 (水)	歯みがき集会・2年町探検(須)	PTA あいさつ運動(百)
		3年保育実習(前)
31 日 (木)		

# イ 10月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場所
1日(火)	学校管理訪問 (5校)	須小中・百小中・前
8日(火)	宮代町小中学校英語科指導者研修会	笠原小
10日(木)	第2回就学支援専門委員会	役場204会議室
15目(火)	第2回教育長訪問	各学校
18日(金)		
31日(木)	第3回就学支援専門委員会	笠原小

### ウ 令和元年度 要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について

### 要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数

令和元年9月1日現在

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計
須賀小	0	0	0	0	0	0	0
百間小	0	0	0	0	0	0	0
東小	0	0	0	0	0	0	0
笠原小	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

中学校	1年	2年	3年		合 計
須賀中	0	0	0		0
百間中	0	0	3		3
前原中	0	0	2		2
合 計	0	0	5		5

# 準要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数

令和元年9月1日現在

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合 計
須賀小	7	5	9	3	11	8	43
百間小	5	4	6	7	7	9	38
東小	4	4	4	8	2	2	24
笠原小	2	5	4	0	9	3	23
	18	18	23	18	29	22	128

中学校	1年	2年	3年			合 計
須賀中	11	4	13	$\setminus$		28
百間中	10	13	18			41
前原中	6	8	10			24
合 計	27	25	41			93

# (3) 生涯学習関係

ア 10月の事業予定(教育委員会主催事業)について

日 時	内 容	場所
1日(火)	親の学習会(家庭教育学級)	町内各小学校
2日(水)	■家庭の教育力の向上を目指して、就学時健康診断の時間	
3日(木)	を活用して、小学校入学前の子供の子育てに必要な心構	
	えや注意点など、親の学習講座を開催する。	
	●1日 百間小、2日 東小	
	3日 須賀小、笠原小	
	●講師 埼玉県家庭教育アドバイザー	
5日(土)	あそびと運動 チャレンジ(全15回)	ぐるる宮代
14:00-16:00	第6回 バレーボール〔5日〕	5日/サブアリ
	■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることによ	ーナ
	り、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを	
	目的として実施する。	
	●対象:小学校3・4年生	
8日 (火)	みやしろ大学 (第6回/全8回)	群馬県高崎市、
8:00-19:00	■シニア世代に学びや体験の機会を提供するとともに、豊	渋川市等
	かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実	
	施する。	
	●内容:県外研修(榛名神社、水沢観音堂、伊香保おもち	
	やと人形自動車博物館、群馬まいたけセンター	
	ほか)	
	●参加者数:100名	
13日(日)	第47回町民体育祭	ぐるる宮代
8:30-15:30	■幼児から高齢者まで全町民が参加できる体育の祭典とし	
	て、町民の健康増進と体力の向上を図り、併せて町民相	
	互の親睦とスポーツレクリェーション活動の推進を図る	
	ため開催する。	
20日(日)	さいかつぼーる体験(第5回/全10回)	ぐるる宮代
14:00-16:00	■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々な	メインアリーナ
	どを対象に埼葛地区発祥のさいかつぼーるを通して、ス	
	ポーツに親しむ機会を提供する。	
	●内容:さいかつぼーる	
	●対象:小学校4年生以上(小学生は保護者同伴)	

日時	内容	場所
20日(日)	あそびと運動 トライ/秋季(第1、2回/全5回)	ぐるる宮代
27日(日)	■スポーツ推進委員の指導の下、体を動かす基本動作(走	サブアリーナ
10:00-12:00	る、跳ぶ、投げる、取る等)を行い、参加者の運動能力	
※第3回目以降は	向上を目指す。	
11月開催	●対象:小学校1・2年生	
	●募集人数:20名	
26日(土)	第22回ファミリーハイキング	埼玉県秩父方面
7:30-18:00	■ハイキングの楽しさや、素晴らしい風景を味わい、家族	
	や参加者同士のふれあいを深める。	
	●対象:町内在住・在勤・在学者	
	●内容:紅葉と渓流を見ながらの秩父の里山をハイキング	
	するとともに、橋立鍾乳洞や浦山ダムの見学も行う。	
	●募集人数:40名	
26日(土)~	特別展 「みやしろの消防」	郷土資料館
12月22日(日)	■宮代における消防制度の変遷を、収蔵している資料等を	特別展示室
	通して紹介するもの。	
	●展示構成(仮)	
	1) 江戸時代の火事と消防	
	町域では公的な消防組織が無かった時代、人々が	
	「火事」をどのようにとらえていたのかを紹介。	
	2) 明治の近代化と消防組織の発足	
	明治政府による日本の近代化推進の中で、どのよ	
	うに消防制度が整えられていったのかを紹介。	
	3) 町域における変化 ① (大正から昭和初期)	
	軍事色の強まっていった時代、組織された消防組	
	がどのように変化し、またその活動内容もどのよう	
	に変化していったのかを紹介。	
	4) 町域における変化 ②(昭和中期から平成、現在へ)	
	戦後、新たな消防制度が設けられて現在に至るま	
	で、改正などの転機となったものにどのようなもの	
	があるのかを見ていきます。	

日時	内容	場	所
【参考】	第28回埼葛人権を考えるつどい	幸手市国	尺文化体
10日(木)	(埼葛12市町共催事業)	育館(フ	マスカル
9:00-16:00	■埼葛12市町の人権問題に取り組む様々な団体が主体と	幸手)	
	なり、地域間の交流を行いながら、人権意識の高揚と正		
	しい理解を図ることを目指して実施する。		
	●折鶴や人権メッセージによる小中学生の協力参加		
	●埼葛の様々な団体による出演、展示、出店		

# 5 協議事項

令和2年度当初教職員人事異動の方針について

#### 令和2年度当初教職員人事異動の方針

宮代町教育委員会

#### 1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」及び「宮代町教育振興基本計画」並びに「宮代町教育行政重点施策」を踏まえ、学校教育に対する町民の期待に応えるため、以下の(1)から(7)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 県及び本町教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 県及び本町教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、 地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、 広範な人事の交流に努める。
- (4) 県及び本町教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全町的視野から適切な配置に努める。
- (6) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (7) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

#### 2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例(昭和59年埼玉県条例第4号)の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勧奨退職制度の活用を図る。

#### 3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。
- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤 続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・ 義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、 勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。



### 令和2年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和2年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事 異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和元年9月1日

埼玉県教育委員会

#### 令和2年度当初教職員人事異動方針

#### 1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下の(1)から(7)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を 抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにする ための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (6) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (7) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

#### 2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例(昭和59年埼玉県条例第4 号)の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勧奨退職制度の活用を図る。

#### 3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び 地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。

- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続 年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義 務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

#### 4 採用等

- (1) 教職員の採用は、採用候補者名簿に登載された者の中から行う。
- (2) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を任用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

(3) 定年退職者等の再任用については、職員の再任用に関する条例(平成13年 埼玉県条例第6号)の定めるところによる。

#### 5 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。



教小第276号 令和元年9月1日

各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 各 教 育 事 務 所 長

> 埼玉県教育委員会教育長 (公印省略)

令和2年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項 について(通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和2年度当初教職員人事異動方針について」を踏ま え各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成され るよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

# 令和2年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和2年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和2年度当初教職員人事 異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

#### 1 退職について

- (1) 定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 令和2年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が 退職する場合は、職員の退職手当に関する条例(昭和38年埼玉県条例第18号)の 勧奨条項を適用する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和元年 12月8日とする。

#### 2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員(教頭及び主幹教諭を除く。)、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

- イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
- ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教員(教頭及び主幹教諭を除く。)の異動については、各学校の教職員 構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。 特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。 特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (7) へき地及びこれに準ずる地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員 及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。 特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。 特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

(13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育 事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

#### 3 採用等について

- (1) 教員・事務職員の新規採用については、採用候補者名簿に登載された者の中から、全県的視野に立って行う。
- (2) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。 その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的 に推進する。
- (3) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。 その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。

なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

- (4) 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。
- (5) 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降 任制度実施要綱」に準じて行う。
- (6) 定年退職者等の再任用職員については、職員の再任用に関する条例(平成13年 埼玉県条例第6号)によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により、採用する。

なお、採用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

#### 4 さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教職員との人事交流 については、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会が協議して行う。

- 5 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
  - (1) 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
  - (2) 教育事務所長は、上記(1) の計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の理解と協力を得て、広域的な異動を推進する。



事 務 連 絡 令和元年9月1日

各教育事務所長 様

市町村支援部小中学校人事課長

令和2年度当初教職員人事事務処理日程について

このことについて、別紙のとおり決定しましたのでお知らせします。 併せて管内市町村教育委員会へ周知願います。

# 令和2年度当初教職員人事事務処理日程

月 日	曜日	人 事 事 務 等
9月17日まで	(火)	人事関係書類 (教育事務所 ── 市町村教委)
9月24日まで	(火)	人事関係書類 (市町村教委 ── 校長)
10月 1日	(火)	年度当初人事に関する調書
		(校長 ── 教職員)
10月25日	(金)	年度当初人事に関する調書
		(教職員 ── 校長)
11月 1日	(金)	人事関係書類 (校長 ── 市町村教委)
11月18日	(月)	人事関係書類 (市町村教委 → 教育事務所)
11月26日	(火)	人事関係書類 (教育事務所 → 小中学校人事課)

2月13日	(木)	教職員定数内示
2月28日	(金)	人事内申日
3月 5日	(木)	人事決裁日 (一般教職員)
3月13日	(金)	内示日 (一般教職員)
3月23日	(月)	人事決裁日 (管理職)
3月25日	(水)	内示日(管理職等)

#### 議案第27号

教育委員会委員の辞職の同意について 教育委員会の下記委員から辞職願が出されたため、教育委員会の同意を求める。

令和元年9月20日提出

宮代町教育委員会 教育長 中村 敏明

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるため、この案を提出するものである。

委員氏名 田中 卓也

#### 参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

- 第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、 教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意 を得て、任命する。
- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、 学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、 地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
  - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分 の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の六第二項第二号及び第五項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。 (任期)
- 第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育 長又は員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。 (辞職)
- 第十条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、 辞職することができる。